

令和元年度 包括外部監査の結果報告書の要約

(群馬県包括外部監査人)

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査テーマ

ファシリティマネジメントの実施状況について

（2）監査の対象期間

原則として平成30年度（必要に応じて過年度を含む。）

3. テーマを選定した理由及び監査の視点

群馬県では、昭和40年代から50年代にかけて大量に整備された公共施設等の老朽化が進んでおり、近い将来、多くの公共施設等が一斉に大規模改修や更新の時期を迎え、多額の費用が発生することが見込まれている。

その一方で、人口減少・少子高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化を背景に、県の財政状況は今後とも厳しさを増すことが推測され、公共施設等の維持管理・更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題となっている。

このような中、国においては、国民の安全・安心を確保し、公共施設等の中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、平成25年1月に「インフラ長寿命化計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新を推進することとした。更に、平成26年4月には、国から地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請した。

こうした状況を踏まえ、県においては、群馬県県有財産活用基本方針（平成25年3月策定）や群馬県公共施設等総合管理計画（平成28年3月策定）等に基づき、施設総量の適正化、計画的な保全による長寿命化の推進、効率的な管理運営と資産活用の推進に取り組んでいるところである。

以上のような状況から、自治体におけるファシリティマネジメント施策は重要性を増しており、各計画等に基づくこれまでの県の取組を検証し、県の所有する公共施設等が適切に管理され、経済的かつ効率的に活用されているか、必要な情報が適時に収集・共有され、適切に意思決定が行われる全庁的な推進体制となっているかなど、総合的に検討することは有意義であると判断した。

特に公共建築物については、全庁的な共通認識のもとで利用調整を行い、施設の保有総量の縮小、施設の共同利用等による集約化を進めることが重要であると考えられるが、うち「庁舎等」については、事務庁舎をはじめとして、研究検査施設、文化・集客施設、運動・野外活動施設、教育・支援施設など、様々な部局の様々な事業に関する施設が存在していることから、その調整は複雑であることが窺える。そこで、本監査においては、公共建築物のうち「庁舎等」を監査対象として選定した。

4. 主な監査手続

- （1）ファシリティマネジメント所管所属からの概況聴取
- （2）関係部署から概況聴取
- （3）関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- （4）現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

5. 監査の実施期間

令和元年8月5日から令和2年3月16日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

- (1) 包括外部監査人
公認会計士 廣瀬 信二
- (2) 補助者
公認会計士 岡林 恒文
公認会計士 北原 陽子
公認会計士 兒島 宏和
公認会計士 中村 健一
公認会計士 南雲 拓也
弁護士 村越 芳美

7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

8. その他

- (1) この報告書は、法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第252条の38第2項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。
- (2) 上記意見は、各所管課に対する改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。

第2 監査対象の概要

1. 群馬県におけるファシリティマネジメントの概要

(1) ファシリティマネジメントとは

ファシリティマネジメントとは、土地や建物などの財産を経営資源として捉えて、経営的な視点に基づき、総合的、中長期的な観点からコストと便益の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適切に保有・処分・維持・利活用するための管理手法である。(群馬県ホームページより)

群馬県では、平成25年3月に「群馬県県有財産活用基本方針～ファシリティマネジメントの推進～」を策定しており、この指針の第2章にファシリティマネジメントの導入についての記載がある。

(2) 群馬県におけるファシリティマネジメント導入の必要性

群馬県では、昭和40年代から50年代にかけて大量に公共施設等が建築された。これらの公共施設では、一斉に老朽化による修繕及び更新の必要性が生じ始めており、近い将来多額の資金が必要となることが予想される。

その一方で、少子高齢化による人口減少が進んでおり、県の財政状況は今後更に厳しさを増すことが推測され、従来のように、老朽化した施設を全て更新するだけの資金確保はほぼ不可能に近い。従って、公共施設等の維持管理・更新費を実現可能な水準に抑えなければならない。

このため、ファシリティマネジメントの手法を取り入れ、限られたコストの中で便益の最適化を図りながら、財産を適切に管理していくことが必要となっている。

(3) ファシリティマネジメントの必要性及び効果

所管部署ごとに県有財産を管理しているだけでは、余裕施設の把握等が困難であるため、情報の共有化を図り、保有している土地や建物等を総合的に管理する体制が必要となる。また、限られた資金で修繕及び更新を行っていくためには、「全庁的・横断的な視点」や「中長期的な視点」に立って、県有財産の保有・処分・維持等の総合的なマネジメントに取り組み、供給(量)、品質(質)、財務(コスト)の面から最適化を図る、ファシリティマネジメントの考え方が必要となる。

一般的に、ファシリティマネジメントの効果としては以下の5点が挙げられている。

- 施設資産の配置・品質・量などの適正化
- 施設関連費用の抑制(財政負担の軽減)
- 社会ニーズへの柔軟な対応(行政サービス・住民満足度の向上)
- 執務環境等の改善(職員満足度の向上)
- 地球環境保全・温暖化対策への貢献(省エネルギー等の実現)

(4) 国の方針について

国土交通省は、平成25年11月『インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。』との認識のもと、「インフラ長寿命化計画」を策定した。その後、平成26年4月には、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」として、各都道府県知事及び政令指定都市市長に対し、国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請した。

(5) 群馬県公共施設等総合管理計画とは

総務省の要請を受けて、県では、平成28年3月に「群馬県公共施設等総合管理計画」を策定した。この取組の推進方向は、①施設総量の適正化、②計画的な保全による長寿命化の推進、③効率的な管理運営と資産活用の推進である。

この管理計画では、「群馬県県有財産活用基本方針」に示す基本的な考え方や方向性を継承するとともに、インフラ施設も含め「群馬県公共施設等総合管理計画」として改めて取りまとめたものである。

(6) 群馬県公共施設等総合管理計画の推進体制

群馬県公共施設等総合管理計画を推進するための体制としては、「県有財産利活用推進会議」と「群馬県公有財産利活用連絡会議」がある。

県有財産利活用推進会議では、未利用地の売却、施設の集約化、長寿命化の推進等について、全庁的な協議・調整を行っている。

一方、群馬県公有財産利活用連絡会議では、国、県及び市町村が保有する公有財産の情報に係る情報交換やファシリティマネジメントに関する研修等を行い、各団体が保有する公有財産の有効活用を推進している。

2. 長期保全計画の取り組み

(1) 「群馬県庁舎等施設管理計画」について

群馬県では、当初、将来負担を軽減しつつ必要な行政サービス等を持続的に提供するため、平成25年3月に「群馬県県有財産活用基本方針」を策定、更に平成28年3月に同基本方針を「群馬県公共施設等総合管理計画」に改定して、全庁的な視点から機能集約や長寿命化、利活用推進等、公共施設等の計画的な維持管理に取り組んできた。これらの取り組みを一層推進するため、県有施設のうち事務庁舎その他の公共建築物（以下「庁舎等」という。）に係る具体的な行動指針として、平成30年3月に、群馬県庁舎等施設管理計画を策定した。

(2) 「群馬県庁舎等施設管理計画」策定までの長寿命化の取り組み

平成24年度～28年度にかけて、主要棟の規模がおおむね1,000㎡以上である75施設を「重点施設」と位置づけ、うち73施設について、望ましい予防保全の時期や費用を具体的に示した「長期保全計画」を策定した。

そもそも、長期保全計画は、平成25年3月の「群馬県県有財産活用基本方針」における取り組みの一つである「長寿命化の推進」の基本方針をしめすために策定された「群馬県県有施設長寿命化指針」（平成25年3月、平成29年3月改定）に基づき、それまでの使えなくなれば壊して建替えるというスクラップ・アンド・ビルドが前提となった施設整備の考え方を改め、施設の目標使用年数を設定して計画的な予防保全を推進してストックの有効活用を図るために作成されている。

(3) 今後の取り組み

現在重点施設として位置付けている75施設の他、主要棟の延床面積がおおむね1,000㎡としている重点施設の該当基準を見直して、小規模であっても予防保全の効果が高いと判断される施設にも対象を広げ、長期保全計画の策定を進めている。

現状、長期保全計画を作成済の施設については、5年に一度を目安に劣化診断を実施し、長期保全計画の改定を行う予定である。

なお、平成29年度開始時点において、既に予定していた保全計画のうち未実施の修繕等が127億円発生しており、今後も増加が予想される。保全計画を作成しても、予算がつかず延期となる事例が散見され、計画通りに推移していないのが実情である。

3. 監査の対象とした庁舎等について

群馬県が「庁舎等」として類型している施設は163施設あるが、その中から、①築40年以上（平成30年4月1日時点）、②資産アセスメントにおける評価がC（建物性能が低い。詳細は報告書27頁を参照）、③その他監査人が必要と認めた施設という観点から、合計37施設を抽出し、監査対象とした。

第3 監査結果及び意見

各施設等に関する監査結果及び意見の状況は次のとおりである。

【監査結果及び意見の件数一覧】

番号	施設名	監査結果	意見	計	摘要
—	全般的事項・共通事項		7	7	
—	ファシリティマネジメント所管所属		20	20	
1	渋川合同庁舎		2	2	
2	高崎合同庁舎		4	4	
3	藤岡合同庁舎			0	
4	富岡合同庁舎		2	2	
5	中之条合同庁舎		1	1	* 1
6	太田合同庁舎			0	
7	桐生合同庁舎		1	1	
8	館林合同庁舎		1	1	* 1
9	群馬県庁		2	2	
10	西部児童相談所		3	3	
11	渋川保健福祉事務所		1	1	
12	吾妻保健福祉事務所		1	1	
13	太田保健福祉事務所	1	1	2	
14	桐生保健福祉事務所		1	1	
15	西部家畜保健衛生所		3	3	
16	吾妻家畜保健衛生所		2	2	
17	利根沼田農業事務所普及指導課尾瀬係事務所		2	2	
18	東部家畜保健衛生所		2	2	
19	伊勢崎土木事務所		2	2	
20	高崎土木事務所榛名事業所		1	1	
21	安中土木事務所		1	1	
22	中之条土木事務所		1	1	* 1
23	沼田土木事務所水上事業所		2	2	
24	桐生土木事務所		1	1	
25	館林土木事務所	1	1	2	
26	八ッ場ダム水源地域対策事務所		1	1	* 1
27	林業試験場		1	1	
28	林木育種場		1	1	
29	農業技術センター稲麦研究センター		4	4	
30	農業技術センター東部地域研究センター	1	2	3	
31	農業技術センター高冷地野菜研究センター	1	2	3	
32	蚕糸技術センター		1	1	
33	水産試験場			0	
34	繊維工場試験場		1	1	
35	水産試験場公舎		1	1	
36	農業技術センター高冷地野菜研究センター公舎	1	1	2	
37	八ッ場ダム水源地域対策事務所公舎		1	1	
	計	5	81	86	

* 1 : 全般的事項・共通事項（意見1）に関連する事項が含まれている。

指摘事項・意見を内容別に分類して集計すると次の通りとなる。

分類	指摘事項	意見			計
		全般的事項 ・共通事項	所管所属 (管財課)	個別施設等	
1. 財産管理	5		8		13
2. 集約・再編		1		11	12
3. 有効活用		3	1	17	21
4. 計画推進・進行管理		2	1	1	4
5. 資産アセスメント			4		4
6. 維持管理・修繕		1	2	19	22
7. その他			4	6	10
計	5	7	20	54	86

■ 指摘事項

● 財産管理

(1) 固定資産台帳と実態の相違について（太田保健福祉事務所）（指摘事項1）

固定資産台帳で表記されている用途と実際の用途が異なる建物等がある。建物の利用状況について台帳表記と実態の使用状況が異なると、当該建物の有効活用を含め将来の投資意思決定を誤る可能性があるため、実態と台帳が異なる場合には速やかに更新を行う必要がある。

(2) 固定資産台帳と実態の相違について（館林土木事務所）（指摘事項2）

テレメーター監視室として台帳登録されている建物（庁舎棟とは別）があるが、現状、テレメーター監視業務は庁舎棟内で行われており、テレメーター監視室として登録されている建物は書庫及び物置として利用されている。固定資産台帳については年1回程度の頻度で実在性、用途などを確認し、台帳記載内容と実態が異なるのであれば、実態に合わせて定期的に更新すべきである。

(3) 公有財産台帳未登録の件について（農業技術センター東部地域研究センター）（指摘事項3）

過去に取得した固定資産で公有財産台帳に登録されていないものがあつた。他に未登録の固定資産はないかを確認するため、また今後再発することを防止するために、定期的に固定資産の現物実査を行うべきである。

(4) 固定資産台帳の取得年月日について（農業技術センター高冷地野菜研究センター）（指摘事項4）

当施設の本館は、昭和55年に建築されているが、固定資産台帳によると、平成15年取得となっている。また、他の資産も平成15年取得となっている。適正な情報に基づく資産管理のため、固定資産台帳の取得年月日を訂正する必要がある。

(5) 固定資産台帳の取得年月日について（農業技術センター高冷地野菜研究センター公舎）（指摘事項5）

当公舎は、昭和55年に建築されているが、固定資産台帳によると、平成15年取得となっている。適正な情報に基づく資産管理のため、固定資産台帳の取得年月日を訂正する必要がある。

■ 全般的事項・共通事項に関する意見

● 集約・再編

(1) 国や市町村との合築の推進について（意見1）

同じ地域に複数の県有施設を有し、それぞれの施設で長期保全計画を策定している事例が見受けられる。複数の施設で長期保全計画を遂行するには費用がかかることから、国や市町村との合築の他、複数施設をまとめて移転することも検討されたい。

- 有効活用

- (1) 保管場所の見直し及び電子化の推進による書類の整理について（意見4）

- 書類の保管場所、保管期限の管理や廃棄は各所属にゆだねられており、保管スペースの広さもまちまちである。このため、共通の書庫を設けて、特定の場所で一元管理することも検討の余地がある。更に、電子化を進め、ペーパーレスを積極的に推進して、書類の管理の手間を省くことも検討する必要がある。

- (2) スペースの効率的な利用について（意見5）

- 庁舎全体として、書類の保管場所や打ち合わせスペースが点在しており、スペースの利用が効率的になされていない。より良い活用方法を検討することが望ましい。

- (3) 会議室等の有効活用について（意見6）

- 低利用の会議室等について、県が使用していない時間に限り、全庁的に有料の貸し出しを検討することが望ましい。

- 計画推進・進行管理

- (1) 庁舎の建て替えを検討した上で所属の統廃合を検討すべき（意見2）

- 老朽化した既存の施設の中で、所属の移動や統廃合を検討しても限界がある。長期保全計画により、修繕費をかけながら使用していく場合と、建て替えた場合でのコストを比較検討すべきである。また、長期保全計画により修繕費をかけながら使用した場合でも、その後の建て替えの時期の平準化を図る必要がある。

- (2) 長期保全計画の実行について（意見3）

- 平成29年度開始時点において、予定していた長期保全計画のうち未実施の修繕等が127億円発生している。計画を策定した以上は予算を割り当てて実行すべきである。

- 維持管理・修繕

- (1) 敷地の必要性の検討について（意見7）

- 伊勢崎土木事務所では、職員用駐車場として賃借していた土地を返還することとなり、敷地内を整備して駐車できるようにしたところ、年間賃借料の5.5年分の工事費で済んだ。このことから、他の庁舎でも敷地を整備し有効活用を検討し、できる限り賃借地を削減することが望ましい。

- ファシリティマネジメント所管所属に関する意見

- 財産管理

- (1) 群馬県公共施設マネジメントシステムの導入について（意見8）

- 群馬県公共施設マネジメントシステムを導入したが、システム導入当初に期待した効果が得られていない。今後システム導入の際には、ニーズに合った仕様の検討を十分にすべきである。

- (2) システム間のデータ連携について（意見9）

- 財務データについて、「群馬県公共施設マネジメントシステム」と「群馬県の財務会計システム」間のデータ連動が図られていないため、「群馬県公共施設マネジメントシステム」の財務数値の正確性が担保されていない。データの正確性及び集計時間削減のため、システム間のデータ連携を図ることが望ましい。

(3) 工事履歴等の情報共有について（意見13）

管財課及び各施設がそれぞれ工事や点検を実施し、工事履歴等を管財課に報告する体制になっているが、現実には管財課で工事履歴等を全て把握できていない。「群馬県公共施設マネジメントシステム」を活用すること等により、工事履歴等の情報をシステムに入力することを必須とし、工事履歴の共有を図ることが望ましい。

(4) 建築基準法第12条点検及び日常点検について（意見14）

毎年、各施設において、建築基準法第12条点検及び日常点検を実施し、管財課に報告しているが、管財課ではその結果を一元管理していない。「群馬県公共施設マネジメントシステム」を活用すること等により一元管理し、点検結果を有効活用することが望ましい。

(5) 「県有財産利活用状況等に関する調査」の精度向上について（意見21）

現場往査の結果、県有財産利活用状況等調査の回答と異なる状況の施設が見受けられた。定期的に現地調査を行うなど、調査の精度向上を検討すべきである。

(6) 固定資産の実査について（意見23）

固定資産台帳の正確性を担保するため、年に1回固定資産の実査を行うことが望ましい。

(7) 不動産登記の確認・把握について（意見24）

地目や地積が変更されていない土地については、変更の登記申請を行うことが望ましい。

(8) 庁舎等の図面の保管方法について（意見26）

群馬県公共施設マネジメントシステムに庁舎等の図面のデータ保管し、データを主に利用する管財課に情報を一元化することが望ましい。

● **有効活用**

(1) フリーアドレスの導入について（意見22）

庁舎等を有効活用するため、職員の固定席がないフリーアドレスの導入を検討すべきである。

● **計画推進・進行管理**

(1) 施設総量の適正化について（意見15）

財源に限られるなか、長期保全計画に基づく工事計画が後ろ倒しになっている。限られた財源により、施設を維持管理するため、保有施設数の削減を検討すべきである。

● **資産アセスメント**

(1) 資産アセスメントの評価指標について（意見10）

資産アセスメントの利用効率の指標として、主要棟延床面積／職員数という単一指標のみ利用している。利用効率を多面的に把握するとともに、利用実態をより正確に把握するため、利用効率の指標として、公用や公共用など、施設の用途に応じて、利用者数など複数の指標を採用することが望ましい。

(2) 資産アセスメントの見直しについて（意見11）

平成29年度以降、資産アセスメントの見直しが行われていない。資産アセスメントの定期的な見直しを行うことが望ましい。

(3) 民間ノウハウの活用について（意見12）

ファシリティマネジメントは専門性の高い業務であるため、特に資産アセスメントについては、民間事業者等と連携するなど、民間ノウハウの活用を検討すべきである。

(4) 有効活用の指標について (意見 20)

各施設の利用効率を表す稼働率や年間利用者数の算定が行われていない。各施設の廃止あるいは機能集約等の判断材料とするために、毎年行っている「県有財産利活用状況等調査」の中で、各施設の性質や用途に応じ、稼働率及び年間利用者数を調査し、それを指標として活用することが望ましい。

● 維持管理・修繕

(1) 施設管理費の効率化について (意見 17)

空調設備の保守点検や清掃業務等の発注は、各施設単位で行われており、また契約期間は原則1年となっている。施設管理費の更なる削減を図るため、複数部局まとめたの入札及び複数年契約への移行を検討すべきである。

(2) 県民駐車場の料金について (意見 19)

公共施設等の維持管理・更新等に係る財源が不足しており、予防保全には当初の計画どおり取り組んでいない。県有財産の有効活用による歳入確保を図るため、県民駐車場の料金体系の見直しを検討すべきである。

● その他

(1) 電力調達の効率化について (意見 16)

電力入札は通常各部局単位で行われており、また契約期間は原則1年となっている。電力コストの更なる削減を図るため、複数部局まとめたの電力入札及び複数年契約への移行を検討すべきである。

(2) 収入源の多様化について (意見 18)

公共施設等の維持管理・更新等に係る財源が不足しており、予防保全には当初の計画どおり取り組んでいない。県有財産の有効活用による歳入確保を図るため、様々な取組を検討すべきである。

(3) 未利用地の処分に係る事務等の民間委託について (意見 25)

未利用地の処分については、現状一般競争入札での売却が原則となっているが、入札が不調となった場合には、売却業務の一部を民間に委託して民間ノウハウを活用することも検討すべきである。

(4) 県有財産についての情報開示について (意見 27)

施設総量の適正化には、県民と情報共有をしたうえで、県民の理解を深めていくことが欠かせない。したがって、県民との情報共有を図るため、「群馬県庁舎等施設管理計画」の管理目標進捗状況を県ホームページで公表することが望ましい。

■ 個別の施設等に関する意見

● 集約・再編

(1) 西部森林環境事務所の環境部門の移転について (高崎合同庁舎) (意見 30)

西部森林環境事務所環境部門の富岡合同庁舎への移転を検討すべきである。

(2) 西部教育事務所の移転について (高崎合同庁舎) (意見 31)

西部教育事務所の富岡合同庁舎への移転を検討すべきである。

(3) 合同庁舎の移転を含めた再編等の検討について（中之条合同庁舎）（意見 3 6）

中之条合同庁舎は築 4 5 年を経過しており経年劣化が激しいこと、及び全ての敷地が借地であることを考慮すると合同庁舎そのものを移転することも視野に検討を行うべきである。

(4) 庁舎内事務所の再編あるいは移転の検討について（館林合同庁舎）（意見 3 8）

合同庁舎としての利便性を考慮して、現状より広い場所に庁舎そのものを移転させて複数の事務所を集約させるか、あるいは入所している事務所の再編成を検討すべきである。

(5) 西部児童相談所の今後の設置場所について（西部児童相談所）（意見 4 1）

富岡合同庁舎への移転等を視野に入れたうえで、長期保全計画を策定、実行する必要がある。

(6) 児童相談所移転後のスペースについて（太田保健福祉事務所）（意見 4 6）

令和 2 年度から東部児童相談所が他の場所へ移転することから、別棟にある動物愛護センター東部出張所が転入する予定である。しかし、児童相談所に比べて動物愛護センターの職員は大幅に人数が少ないため、スペースが余剰することが予想されることから、スペースの有効活用について再検討することが望ましい。

(7) 高崎合同庁舎への移転について（西部家畜保健衛生所）（意見 5 0）

西部家畜保健衛生所については、高崎合同庁舎内の西部農業事務所への集約を検討すべきである。

(8) 高崎市榛名支所への移転の検討について（高崎土木事務所榛名事業所）（意見 5 9）

高崎土木事務所榛名事業所の移転については、早急に、担当部署間における検討・話し合いを再開するとともに、高崎市の意向を聴取し、高崎市榛名支所内への移転を再検討すべきである。

(9) 吾妻地域の土木関係事務所の集約について（中之条土木事務所）（意見 6 1）

吾妻地域では、他地域に比べて土木関係の事務所数が多くなっている。これについては、管轄面積の大きさ（県面積の約 2 0%）や、地方高規格道路である上信自動車道の建設といった事情もあるが、業務の状況をみながら、事務所の整理について検討を行うことは必要と考えられる。上信自動車道の建設作業の収束を見据えて、吾妻郡内の土木関係事務所の配置について検討することが望ましい。

(1 0) 土木関係事務所の機能集約の検討について（八ッ場ダム水源地域対策事務所）（意見 6 6）

八ッ場ダム水源地域対策事務所の事業は、令和 2 年度におおむね完了することが見込まれており、当施設は、今後、上信自動車道建設事務所が主体となると見込まれる。当施設の敷地は賃貸物件であり、管理コストは他の施設より高くなっているが、現時点では将来の事務所のあり方について検討が行われていない。

このため、上信自動車道建設事務所の主要な事務所機能を、当事務所、中之条土木事務所、中之条土木事務所三原事業所のいずれの場所に置くべきか費用対効果を中心に検討を行うことが望ましい。

(1 1) 八ッ場ダム水源地域対策事務所の業務がおおむね完了した際の対応について（八ッ場ダム水源地域対策事務所公舎）（意見 8 1）

八ッ場ダム水源地域対策事務所の業務がおおむね完了した時点において、新たな入居希望者が出てくる見込みがなければ、当公舎の敷地が借地であり賃借料が発生することを考慮し、宿舎を廃止した上で賃借契約を終了することが望ましい。

● 有効活用

(1) 執務スペースを含む庁舎の整理について（渋川合同庁舎）（意見28）

庁舎内部の整理状況が雑然としているため、行政県税事務所を主導として庁舎棟、南棟及び周りの倉庫を含め整理を強化すべきである。

(2) 会議棟の予約共通化等について（渋川合同庁舎）（意見29）

当施設の会議棟の大会議室と渋川保健福祉事務所の会議棟の大会議室に関し、双方の間で予約の共通化等を行い、利用効率を高めることが望ましい。また、使用予約の共通化の結果を踏まえ、会議棟の必要性を検証し、今後のあり方を検討していくことが望ましい。

(3) 転用活用可能室（旧食堂）について（富岡合同庁舎）（意見34）

3階の旧食堂は2年程度しか使用されておらず、まだ老朽化していないため、積極的に他の部署の移転先候補として検討すべきである。

(4) 既存部署の空きスペースについて（富岡合同庁舎）（意見35）

旧食堂以外にも低利用なスペースが散見されるため、情報を共有化し、移転先候補として有効活用することが望ましい。

(5) 会議室の予約共通化等について（桐生合同庁舎）（意見37）

当施設の大会議室は、隣接する桐生保健福祉事務所、桐生土木事務所との間において、大会議室の使用予約の共通化は行われていない。それぞれの間で大会議室の予約の共通化等を行い、利用効率を高めることが望ましい。

(6) ふれあいテラスの有効利用について（群馬県庁）（意見39）

利用頻度の低いふれあいテラスの有効活用を検討すべきである。

(7) ふれあい談話室の有効利用について（群馬県庁）（意見40）

利用頻度の低いふれあい談話室の有効活用を検討すべきである。

(8) PCBの保管場所について（西部児童相談所）（意見43）

西部児童相談所がある高崎市高松町は、高崎市役所に近く、交通の便のよい地域であり、当施設をPCB（ポリ塩化ビフェニル）保管場所として使用することが適当か、再度検討する必要がある。

(9) 余剰スペースの整理による事務スペースの確保について（渋川保健福祉事務所）（意見44）

庁舎1階は余剰スペースがあるが、2階の事務室は、中央児童相談所北部支所の開設により、やや手狭な状況となっている。今後、業務が拡大し、職員数が増えてくると、状況は更に悪化すると見込まれる。余剰スペースを整理し、ロッカーを移動させるなどして、職員規模に見合った事務スペースを確保することが望ましい。

(10) 余剰スペースの有効活用について（吾妻保健福祉事務所）（意見45）

余剰スペースを有効活用できる方法を模索することが望ましい。

(11) 余剰スペースの活用方法の検討について（桐生保健福祉事務所）（意見47）

庁舎1階にある栄養室、化学検査室、X線検査室のうち旧・現像室等が有効活用されていないため、他の部署の受入れ、若しくは、庁舎管理の適切性に留意しつつ、NPO法人への貸出などを含めて、検討することが望ましい。

(1 2) 効率的な施設利用について（東部家畜保健衛生所）（意見 5 6）

東部家畜保健衛生所の移転及び東部地域の公有財産の有効活用について検討すべきである。

(1 3) 不用品の処分及び保管書類の整理について（伊勢崎土木事務所）（意見 5 8）

倉庫や書庫などとして有効に使用することができるよう、不用品は処分すべきである。不用品の処分により空いたスペースには、棚を設置するなどして、現在適切に保管されていない文書の保管場所として利用することを検討すべきである。

(1 4) 旧テレメーター監視室の利用について（館林土木事務所）（意見 6 5）

固定資産台帳上でテレメーター監視室と登録されている建物は現状、監視室としては利用されておらず、書庫及び倉庫として使用されている。当該建物は庁舎棟と比較しても比較的新しいため、他の団体（事務所）を含め当該建物を有効活用すべく代替案を考案すべきである。

(1 5) 空きスペースの利用について（農業技術センター稲麦研究センター）（意見 6 9）

現在旧東研究棟（旧農林大学校）を倉庫として利用している畜産課の関係部署を、稲麦研究センター事務棟の空きスペースに移転することを検討すべきである。

(1 6) 会議室の有効活用について（農業技術センター東部地域研究センター）（意見 7 4）

会議スペースと保管スペースとして利用している会議室について、より有効に活用できるように、他の施設を受け入れられるか検討する必要がある。

(1 7) 余剰スペースの情報共有について（農業技術センター高冷地野菜研究センター）（意見 7 5）

本館内の余剰スペースについて、管財課の調査において、転用可能な部屋として挙げられていない。必要が生じた場合に迅速に余剰スペースの活用が図れるように、県庁内で情報共有を図ることが望ましい。

● **計画推進・進行管理**

(1) 事務所機能の復旧に関する計画の策定について（吾妻家畜保健衛生所）（意見 5 1）

当施設は、長期間、事務所機能の一部の使用が制限されている状況にあることから、これらを解消するための計画を策定することが望ましい。

● **維持管理・修繕**

(1) 職員駐車場としての土地賃借について（高崎合同庁舎）（意見 3 2）

高崎合同庁舎内の部署の他建物への移転を積極的に検討し、職員駐車場としての土地の借受をなくすことを目指すべきである。

(2) トイレの修繕について（高崎合同庁舎）（意見 3 3）

長期保全計画が作成され、かつ、外部の来庁者も多数訪れる建物に関しては、トイレの修繕は速やかに行うべきである。

(3) 周辺駐車場を含めた利活用について（西部児童相談所）（意見 4 2）

西部児童相談所の隣の県有地について、西部児童相談所と一体として利活用を検討する必要がある。

(4) 建物の修繕について（西部家畜保健衛生所）（意見 4 8）

天井の穴、剥がれかけた屋根など、放置し続ければ建物の劣化の早まりや、大きな損害が生じるおそれがあるため、応急的に速やかに修繕すべきである。

(5) 建物内の雨漏りについて（西部家畜保健衛生所）（意見 4 9）

重要な設備における雨漏りの原因究明、再発防止のための修繕は早急に行うべきである。

(6) 沼田市から建物を賃借していることについて（利根沼田農業事務所普及指導課尾瀬係事務所）（意見 5 3）

沼田市から建物を賃借しているため、事務所の維持は沼田市の方針に依拠していることになる。事務所が存続できなくなった場合の対策を事前に検討しておく必要がある。

(7) 非常階段の管理について（利根沼田農業事務所普及指導課尾瀬係事務所）（意見 5 4）

非常階段が劣化して危険な状態にあるため、人が使用できないように撤去する又は規制線を設置する等の対応をするべきである。

(8) 衛生設備（トイレ）について（東部家畜保健衛生所）（意見 5 5）

トイレが老朽化していることから、洋式トイレへの改修を行うなど、労働環境の安全面及び衛生面を整えるべきである。

(9) 防水シートの修繕について（伊勢崎土木事務所）（意見 5 7）

建物の長期保存及び重要文書の適切な保管のために、早急に防水シートの全面的な張替えを行うべきである。

(10) 外壁工事後の雨漏りの原因把握について（安中土木事務所）（意見 6 0）

外壁防水工事及び屋上防水修繕工事後に起こった雨漏りについて、業者に原因を聴取するなどした上で、その結果をまとめ、長期保全計画の見直しや外壁防水工事の発注を行う際の検討に反映することが望ましい。

(11) 除雪車の保管について（沼田土木事務所水上事業所）（意見 6 2）

当施設では、車庫に収まりきれない除雪車があり、除雪車を長期間屋外に置いておくことは、車体の劣化を早めると考えられる。屋外に駐車することによる除雪車の劣化の損失と車庫の建設費用を比較分析し、車庫の面積を増やすか、現状のままとするか検討することが望ましい。

(12) 今後の利活用について（林業試験場）（意見 6 7）

林業試験場は、群馬県の遺伝子の保有林であることから、容易に移転することは不可能であるため、今後も引き続き、国の補助金や企業からの試験研究等を積極的に受け入れ、その資金により、施設の維持管理に努めていくことが有用である。

(13) 種子精選施設の老朽化による漏電について（材木育種場）（意見 6 8）

現場視察中、老朽化による漏電で、種子精選施設の電気施設の電気が止まっていた。本来 2 4 時間電気が入り、一定の温度を保つ必要があり、温度が変わってしまうと、原種子を保存できなくなることから、頻繁に不具合が発生するようであれば、買い替えも検討することが望ましい。

(14) 建物の修繕について（農業技術センター稲麦研究センター）（意見 7 0）

既に不具合が生じており、今後重大な損害が生ずるおそれのある建物については、速やかに修繕を行うべきである。

(15) 燻煙貯蔵庫の改善について（農業技術センター稲麦研究センター）（意見 7 2）

公務災害等の発生を未然に防ぎ、かつ、県にとって重要な財産である奨励品種の原種・原原種の継続的な保管・管理のため、十分な広さのある新たな燻煙貯蔵庫の整備を検討すべきである。

(16) 施設の改修について（農業技術センター東部地域研究センター）（意見73）

地盤沈下により主要棟と駐車場との間に段差があり、また、トイレが旧式の和式トイレであり、労働環境の改善余地がある。

(17) 場長公舎及び職員公舎の取り壊しについて（水産試験場及び水産試験場公舎）（意見78）

敷地内には平成23年以降未利用状態である場長公舎がある。場長公舎については水産試験場の敷地の端にあり、また、公道も比較的近いエリアであるとともに、公舎近くに水産会館（漁協組合で利用中）もある。よって、防犯上の観点からは取り壊すことが望ましい。また職員公舎についても長期間入居者がおらず未使用の状態であり取り壊すことが望ましい。

(18) 修繕費の外部資金調達について（繊維工場試験場）（意見79）

繊維工業試験場を維持管理していくには、多額の資金が必要となるため、国の助成金の活用や、依頼試験・加工試験に関する手数料を活用するなどして、維持管理費用を自ら確保することが必要である。

(19) 維持管理の費用・労務の状況を踏まえた資産処分の検討について（農業技術センター高冷地野菜研究センター公舎）（意見80）

主任公舎は平成27年から空室、職員公舎2棟は平成18年と昭和62年からそれぞれ空室となっており、現在利用者が全くいない状態となっている。現状、維持管理のために要する費用・労務は職員が行う草刈り等であるが、更に費用・労務が生じるような状況になれば、資産処分を検討することが望ましい。

● その他

(1) 耐震診断について（吾妻家畜保健衛生所）（意見52）

当施設の本館は、昭和57年に建築されているが、耐震診断を行っていない。このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定された場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。

(2) 耐震診断について（沼田土木事務所水上事業所）（意見63）

当施設の事務所庁舎は、昭和54年に建築されており、耐震診断を行っていない。このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定された場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。

(3) 浸水時の機能発揮について（桐生土木事務所）（意見64）

当施設の敷地は、桐生市のハザードマップにおいて、「最大の大雨（発生頻度は極めて低いが、理論上起こり得る降雨（年超過確率1/1,000）で浸水するおそれがある地域」に含まれており、また、近傍の道路よりも低い箇所にある。このため、非常に大型の台風等の際に建物・倉庫が浸水し、事務所機能や水防機能を発揮できない可能性がある。浸水時にも必要な機能が確保できるように、対策を講ずることが望ましい。

(4) 急な法面の解消について（農業技術センター稲麦研究センター）（意見71）

危険性のある急な法面の舗装工事には、速やかに着手すべきである。

(5) 耐震診断について（農業技術センター高冷地野菜研究センター）（意見76）

当施設の本館は、昭和55年に建築されており、耐震診断を行っていない。このため、耐震診断を行うとともに耐震工事が必要と判定された場合はその費用を把握し、今後の施設の方向性を決める情報を整備しておくことが望ましい。

(6) 群馬県農業公社に対する無償賃貸について（蚕糸技術センター）（意見77）

群馬県農業公社に対して、別館2階の半分を無償賃貸している。農地中間管理事業を実施するための団体として知事が指定し、公益性の高い事業を実施していることから、賃料を免除しているが、群馬県農業公社は資金力があり、また、蚕糸技術センターの維持保全に多額の資金がかかっている現状を鑑み、有償を検討すべきである。